

# 公益社団法人三田市シルバー人材センター会議傍聴要綱

## (趣 旨)

第1条 この要綱は公益社団法人三田市シルバー人材センター定款第11条及び27条に規定する会議の傍聴に関し必要な事項を定める。

## (傍聴席の区分)

第2条 傍聴席は、一般席及び報道関係者席に分ける。

## (傍聴の手続)

第3条 会議を傍聴しようとする者は、傍聴人受付簿（別記様式）に必要事項を記入しなければならない。

## (傍聴人の定員)

第4条 傍聴人の定員は、その都度会場の広さを勘案して理事長が定める。

2 会議を傍聴しようとする者が、前項に規定する定員を超えるときは、理事長は先着順に会議の傍聴を許可するものとする。ただし、傍聴しようとする者が前項の規定する定員を超えることが明らかな場合等においては、事前申し込み、抽選等の方法により行うことができる。

## (傍聴することができない者)

第5条 次の各号に掲げる者は、会議を傍聴することができない。

- (1) 銃器その他危険な物を携帯している者
- (2) 酒気を帯びていると認められる者
- (3) 異様な服装をしている者
- (4) はり紙、ビラ、掲示板、プラカード、旗、のぼりの類をもっている者
- (5) 笛、ラッパ、太鼓その他楽器の類をもっている者
- (6) 前各号に掲げるもののほか、会議を妨害し、又は人に迷惑を及ぼすおそれがあると認められる者

## (傍聴人の遵守事項)

第6条 傍聴人は会議の傍聴に当たり、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 会議における言論に対し、発言、拍手その他の方法により公然と賛否を表明しないこと
- (2) 会議において写真等を撮影し、又は録音をしないこと。ただし、特に理事長の許可を得た者は、この限りでない。
- (3) 飲酒及び喫煙をしないこと。

- (4) 静粛を守り、騒ぎ立てるなど会議を妨害しないこと。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、会議の秩序を乱し、又は妨害となるような行為をしないこと。

(係員の指示)

第7条 傍聴人は、すべて係員の指示に従わなければならない。

(傍聴人の退場等)

第8条 議長は、傍聴人がこの要綱に従わず、又は公正、円滑な会議の運営に支障が生じると認められるときは、当該傍聴人を制止し、その命令に従わないときは、当該傍聴人を退場させることができる。

(他の会議への準用)

第9条 部会、委員会等において、傍聴しようとする者があるときは、その会議の座長が、出席者に傍聴許可の賛否を議題として諮り、賛成多数であれば、傍聴を許可することを認める。ただし、傍聴にかかる手続き等は、この要綱の定めるところによる。

(委 任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、会議の傍聴に関し必要な事項は、理事長が会議に諮って定める。

附 則

- 1 この要綱は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成18年法律第50号）第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 （社）三田市シルバー人材センターの会議の傍聴要綱（平成21年11月17日制定）は、前項の登記の日の前日をもって廃止する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

別記様式（第3条関係）

傍聴人受付簿

年 月 日開催（会議名： ）

受付番号	氏 名	住 所	傍聴人番号

※ご記入いただいた個人情報は、傍聴人の把握以外の目的には活用しません。